

審査請求についてのQ&A

いつしたら
いいのかなあ？

出願日から**3年間**、いつでも行うことができます。3年の間に行わなければ、出願は取り下げられたものとみなされます。

審査請求を行ってから特許庁からなんらかの通知がくるまで**約2年**かかりますので、権利化を急がれる場合には、できるだけ早く審査請求を行う方が良いでしょう。

した方がいいのか
どうか
迷っているけど...

特許庁が指定する調査機関で、**無料の先行技術調査**を受けることができ、審査請求を行うべきかどうかの判断材料にすることができます。出願人の方は、調査機関に直接調査を申し込むことができますが、弊所で代わりに手続きすることも可能です(手数料: ¥5,000)

(但し、中小企業・個人出願人に限定)

ずいぶん 費用が
かかるなあ...

資力に乏しい個人・資力に乏しい法人・研究開発型中小企業の方で、法律に定められた条件を満たす場合には、審査請求料(印紙代)の**免除や半額軽減**の対象となる場合があります。

審査に時間が
かかりすぎ!

早期審査の申請を行うことで、他の出願に優先して審査をしてもらうことが可能です。この場合、早期審査の申請をしてから**約3カ月**で特許庁からなんらかの通知があります。

審査請求したけれど
あとで要らなくなっ
たら？

特許庁が審査に着手する前に出願の取下げ又は放棄を行えば、納付した審査請求料の**半額が返還**されます。

詳細についてはお尋ねください

Tel 092-413-5378

Fax 092-413-5383

email post@kato-pat.jp

加藤特許事務所